

韓国における 未登録知的財産の保護

河合同特許法律事務所

河榮昱



河合同特許法律事務所は、特許局（現特許庁）長や大韓弁理士会会長を務めた河相鳩氏が1961年に設立した韓国ソウルにある中規模の知的財産権法律事務所である。全ての技術分野の特許、商標、意匠、特許訴訟等の分野においてサービスを提供している。現在の所長である河榮昱氏は、1990年にFranklin Pearce Law Centerにて法学博士学位を取得した、国際派弁護士及び弁理士である。

韓国では、知的財産を保護するために、特許・実用新案法、商標法、デザイン保護法(日本における意匠法に相当。以下「意匠法」。)などが制定・施行されている。しかし、特許・実用新案法、商標法、意匠法などは、各法律によって登録された権利に対する保護を主目的としており、未登録の知的財産についての保護には不十分であるという問題がある。このため、未登録の知的財産については、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律(日本における不正競争防止法に相当。以下「不正競争防止法」。)によって保護している。

(1) 韓国商標法上の未登録商標に対する保護

商標法は、商標法の競争秩序の維持に関する法的側面から、他人の業務や出所として認識されている未登録商標に関して、需要者の誤認混同による損害を防止するため、同一または類似の商標を不登録事由として規定している(商標法第7条)。ただし、これは登録を許容しないという意味のみであり、このような未登録商標を使用することについてはいかなる制限もしておらず問題となる。したがって、未登録商標の使用を禁止させるためには、後述する不正競争防止法の活用が必要となる。

(2) 不正競争防止法上の未登録知的財産に対する保護

不正競争防止法は、救済(不正競争行為の禁止および損害賠償の請求)を得るための要件として、知的財産の登録を要件としていないため、未登録の知的財産についても保護を受けることができる。

具体的には、不正競争防止および営業秘密保護に関する法律 第2条第1号において、以下を不正競争行為として規定している。

(i) 韓国国内に広く認識されている他人の商品であることを表示した標識と同一または類似のものを使用するか、これを使用して商品を販売、頒布、輸入または輸出して他人の商品と混同させる行為

(ii) 韓国国内に広く認識されている他人の営業であることを表示する標識と同一または類似のものを使用して他人の営業上の施設または活動と混同させる行為

(iii) 他人の製作した商品の形態を模倣した商品を譲渡、貸与、またはこのための展示を行ったり、輸入または輸出したりする行為

(iv) その他、他人の多額の投資や努力で作られた成果などを公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で、自身の営業のために無断で使用することにより、他人の経済的利益に損失を与える行為

このような法規定により、未登録の知的財産であっても、差止請求（不正競争防止および営業秘密保護に関する法律 第4条）や損害賠償請求（不正競争防止および営業秘密保護に関する法律 第5条）などの方法を通じて保護することができる。ただし、未登録の知的財産が不正競争防止法上の保護を受けるためには、上述した不正競争行為に該当しなければならない。例えば、他者の著名な未登録商標を自己の製品に付して販売する行為等が該当する。

■ 参考情報

- ・ 韓国商標法 第7条
- ・ 韓国不正競争および営業秘密保護に関する法律 第2条第1号、第4条、第5条

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)